

集団規定早見表 【塩尻市】

		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準 住居地域	近隣 商業地域	商業地域	準 工業地域	工業地域	工業 専用地域	市街化 調整区域	
容 積 率 (%)		60/80	80	200	200	200	200	200	200/300	400	200	200	200	200/※1	
		幅員(m)×0.4							幅員(m)×0.6						
建 ぺ い 率 (%)		40/50	50	60	60	60	60	60	80	80	60	60	60	60/※1	
外壁の後退距離 (m)		地区計画による													
絶 対 高 さ (m)		10												※2	
道路斜線	適用距離(m)	20m							20m						
	勾配	1.25							1.5						
隣地斜線	立上がり(m)				20				31				20		
	勾配				1.25				2.5				1.25		
北側斜線	立上がり(m)	5												※2	
	勾配	1.25													
日影規制	対象建築物	軒高7m超 又は 地上3階以上		高さ10m超								高さ10m超			
	測定面	1.5	4	4						4					
	10m以内の日影時間	3	3	4				5	5						
	10m超えの日影時間	2	2	2.5				3	3						

※1 地区計画により、容積率及び建蔽率を別途定めている場合があります。

※2 都市計画法による開発許可条件により、絶対高さ10m及び北側斜線(立上がり5m+勾配1.25)が適用される場合があります。